

「国道８号東川町明神川活性化地区計画」の決定理由

本地区は、近江八幡市西部、国道８号沿線の交通利便性の高いエリアに位置している。現在、一部は事務所用地として利用され、周辺には多くの商業施設が立地し、幹線道路を軸とした賑わいのある商業業務地を形成している。

一方で、国道８号線は近江八幡市の玄関口として物流、産業、観光において重要な役割を担っている。そのため、本市の優れた景観を損なわないよう配慮しつつ、機能的な開発を進める必要がある。

以上のことから、既存の土地利用を継承しながら、新たな商業・業務機能の集積を促進することにより、幹線道路沿いの利便性を最大限に活かした、一体的で魅力的な商業業務地を形成し、地域経済の活性化に貢献するために、都市計画決定を行うものである。

